

相続事業承継

相続税の純資産価額の法人税額相当額が変更されました。

P394

2. 取引相場のない株式の評価方法

(2) 具体的評価方法

① 純資産価額方式

平成 22 年度の税制改正において、法人税法における清算所得課税が廃止され、清算中の法人についても通常の所得金額に対する課税が行われることとされたことに伴い、純資産価額方式における「評価差額に対する法人税額等に相当する金額」の算定上の「法人税、事業税、道府県民税及び市町村民税の税率の合計に相当する割合」が 42%から 45%に改正されました。

本改正は、平成 22 年 10 月 1 日以後に相続、遺贈又は贈与により取得した取引相場のない株式等の評価に適用されます。

(評基通 186-2、明細書通達=改正)